

千葉県林地開発許可審査基準の一部改正（案）の概要について

令和 7 年 3 月 1 7 日
千葉県農林水産部森林課

1 千葉県林地開発許可審査基準について

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条の 2 第 1 項に規定する林地開発許可について、本県の林地開発行為の実情を考慮し、平成 2 2 年に「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」（平成 2 2 年条例第 4 号）を制定しました。これに合わせて、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 5 条の規定により、国から通知された林地開発の許可基準等（技術的助言）を踏まえ、その許可をするか否かを判断するために必要な事項についての、「千葉県林地開発許可審査基準」（以下「審査基準」という。）を定めました。

2 審査基準の一部改正理由について

令和 7 年 5 月 2 6 日から、本県において宅地造成等規制法の改正法である宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下「盛土規制法」という。）に基づく規制が開始されることに伴い、同法に基づく許可を要する林地開発行為の許可に際して、同法の技術的基準との整合を図ること等を目的として審査基準の一部改正を行うこととしました。

3 審査基準の一部改正（案）の概要について

（1）宅地造成等規制法が盛土規制法に改正されたことに伴う審査基準の改正

ア 災害の防止（森林法第 1 0 条の 2 第 2 項第 1 号関係事項）に関する一部基準

①切土及び盛土に関する基準

盛土規制法の技術的基準によることとして差し支えないとしつつ、その場合も、過去の林地開発許可地で発生した災害を踏まえて追加した一部基準に適合するものであることを規定。

②擁壁の設置、その他のり面崩壊防止措置に関する基準

盛土規制法の技術的基準によることとして差し支えないことを規定。

③切土及び盛土ののり面の保護に関する基準

盛土規制法の技術的基準によることとして差し支えないことを規定。

④雨水等の排水施設に関する基準

盛土規制法の技術的基準によることとして差し支えないとしつつ、その場合も、令和 4 年度に国からの技術的助言を踏まえて追加した一部基準等に適合するものであることを規定。

⑤調節池、浸透池及び沈殿池の設置に関する基準

盛土規制法の技術的基準に調節池等の設置に係る明確な規定がないことから、盛土規制法の技術的基準との整合は図らないことを規定。

イ 水害の防止（森林法第10条の2第2項第1号の2関係事項）に関する基準

①調節池の設置に関する基準

盛土規制法の技術的基準に調節池の設置に係る明確な規定がないことから、盛土規制法の技術的基準との整合は図らないことを規定。

（2）その他の改正

①書籍名等の変更等

4 施行日等について（予定）

○施行日

令和7年5月26日

○経過措置

令和7年5月26日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。

5 改正スケジュールについて（予定）

○パブリックコメント意見募集期間

令和7年3月17日（月）～令和7年4月15日（火）

○施行日

令和7年5月26日